

帯広市西 3・9 周辺地区 第一種市街地再開発事業解体工事
(帯広経済センタービル)

工事説明資料

施 行 者 アルファコート帯広西 3・9 地区開発株式会社
解体工事施工者 カズサッポロ・リ・ウインズ共同企業体

目 次

1. 工事概要
2. 解体工事計画について
3. 解体工事についてのお問合せについて
4. 解体工事工程表
5. 総合仮設計画図
6. その他

1. 工事概要

工事名称	帯広市西3・9周辺地区 第一種市街地再開発事業解体工事 (帯広経済センタービル)
工事場所	北海道帯広市西3条南9丁目1-1
敷地面積	約1,646.27㎡
延床面積	約6,195.5㎡
構造	鉄筋鉄骨造
規模・高さ	地上8階、地下2階 高さ約32.15m
建物用途	店舗・事務所
工期	着工予定 2020年 6月初旬予定 竣工予定 2021年 1月31日
施工者	カズサッポロ・リ・ウインズ共同企業体

2. 解体工事計画について

1) 作業時間及び休業日について

- ① 解体工事の作業時間は、午前 8 時から午後 7 時(機械解体作業は午後 6 時)までとし、原則として日曜日を休業日と致します。但し、天候等の事由により作業時間を延長する可能性もございますので予めご了承願います。
- ② 正月、お盆、及び祭り等のイベント期間中は休業と致します。

2) 仮囲い、仮設設備、工事用出入り口等の仮設について

- ① 解体工事時の仮囲いは高さ 2m の万能鋼板を設置します。
- ② 外部養生は外周を防災シートで覆い、その中に養生ネットあを設置致します。
又、歩道に接する外部足場には落下養生設備(朝顔)を 2 層設置します。

3) 工事用車輛について

- ① 工事用車輛の運行及び待機、また道路使用においては所轄警察署の指導指示に従い、交通法規等を遵守いたします。
- ② 工事用車輛の工事敷地内への出入り口にはカーブミラー等を設置し、交通事故防止に努めます。また、交通誘導員を配置し、車輛の誘導ならびに歩行者の安全を確保致します。
- ③ 工事車輛は工事周辺の交通規則を守り、歩行者・一般車両との事故を起こさないようにし、スピードを抑え、歩行者・自転車等への配慮を致します。

4) 騒音・振動・飛散養生について

- ① 解体工事による騒音・振動等は低騒音・低振動型のコンクリート破碎機等を使用し騒音・振動の軽減を図るように努めます。
- ② 外部養生及び解体時の散水等の適切な処置を行い、敷地外への飛散防止に努めます。
- ③ 場内は運搬車両の通行による道路汚染を防止する為、鉄板を敷込み道路保全に努めます。

5) アスベストの撤去について※別添資料参照

- ① 法令に則り施工調査(書面・現地)により、アスベスト含有建材を特定しています。

- ② 法令に則り解体作業前に適切な飛散養生を実施し、除去を行います。
- ③ 法令に則り認定を受けた処理場にて適切に処理します。

6) PCBの撤去について※別添資料参照

- ① 法令に則り施工調査(書面・現地)により、PCB含有物を特定しています。
- ② 法令に則り解体作業前に漏れ等の発生しないよう搬出します。
- ③ 法令に則り認定を受けた処理場にて適切に処理します。

7) 歩行者、一般車両用道路を含む道路を使用する作業について

道路を使用する作業が有る場合は、歩行者・一般車両の安全を確保する為、歩行者用通路の確保または誘導員の配置により安全を確保し作業に努めます。その際、片側交互通行を行う場合がありますが、誘導員を配置し一般車両の安全を確保致します。

8) 工事用出入り口等の仮設について

解体工事時は工事用車両出入り口を南側に1箇所設置します。

又、運搬車両出入りゲート部分には鉄板を敷き、道路の養生を行います。

3. 解体工事についてのお問合せについて

(1) 解体工事について

- ・解体工事施工者：カズサッポロ・リ・ウインズ共同企業体

企業体代表：(株)カズサッポロ（担当 齊藤）

TEL：011-853-5152

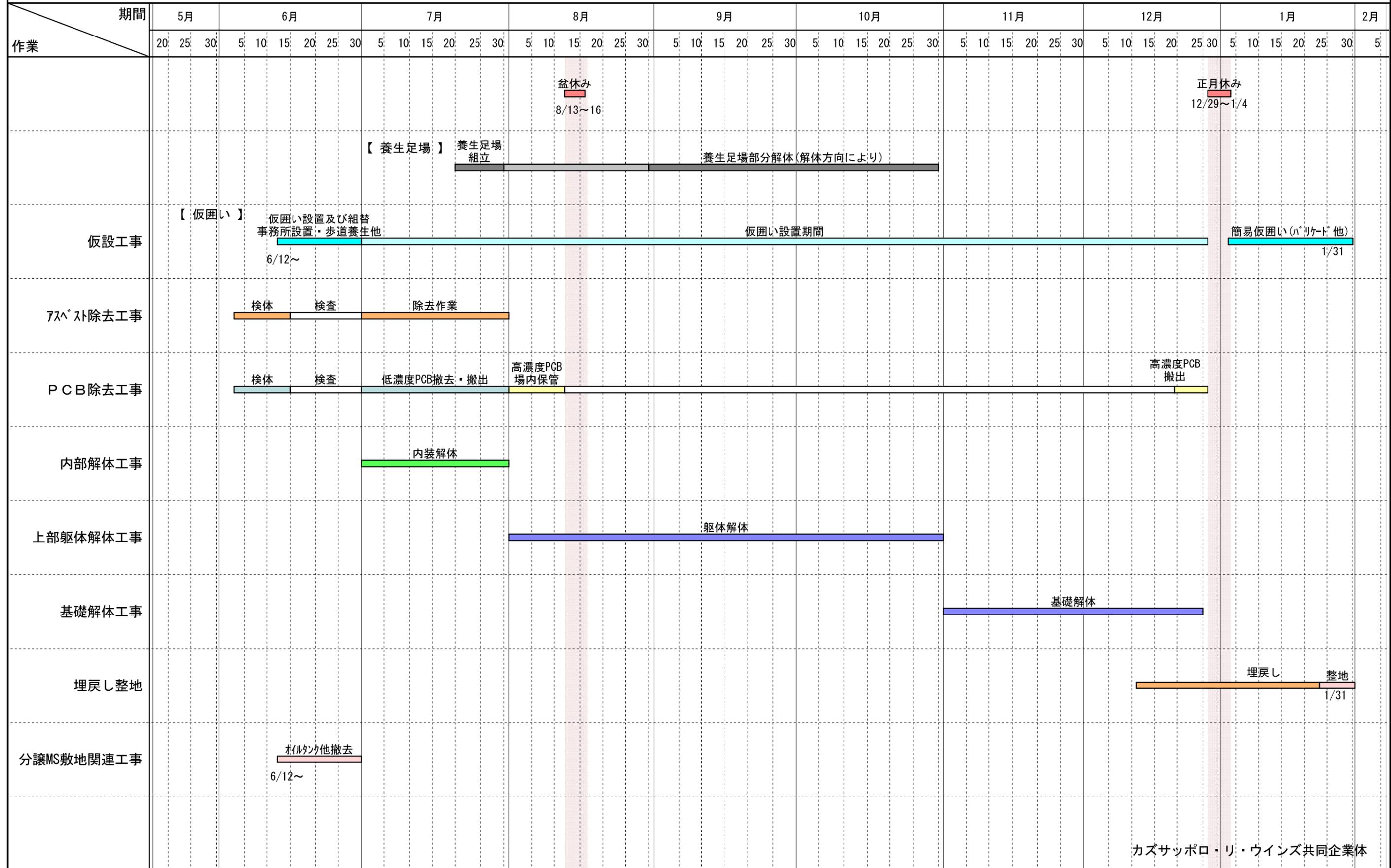
FAX：011-853-5454

(2) その他について

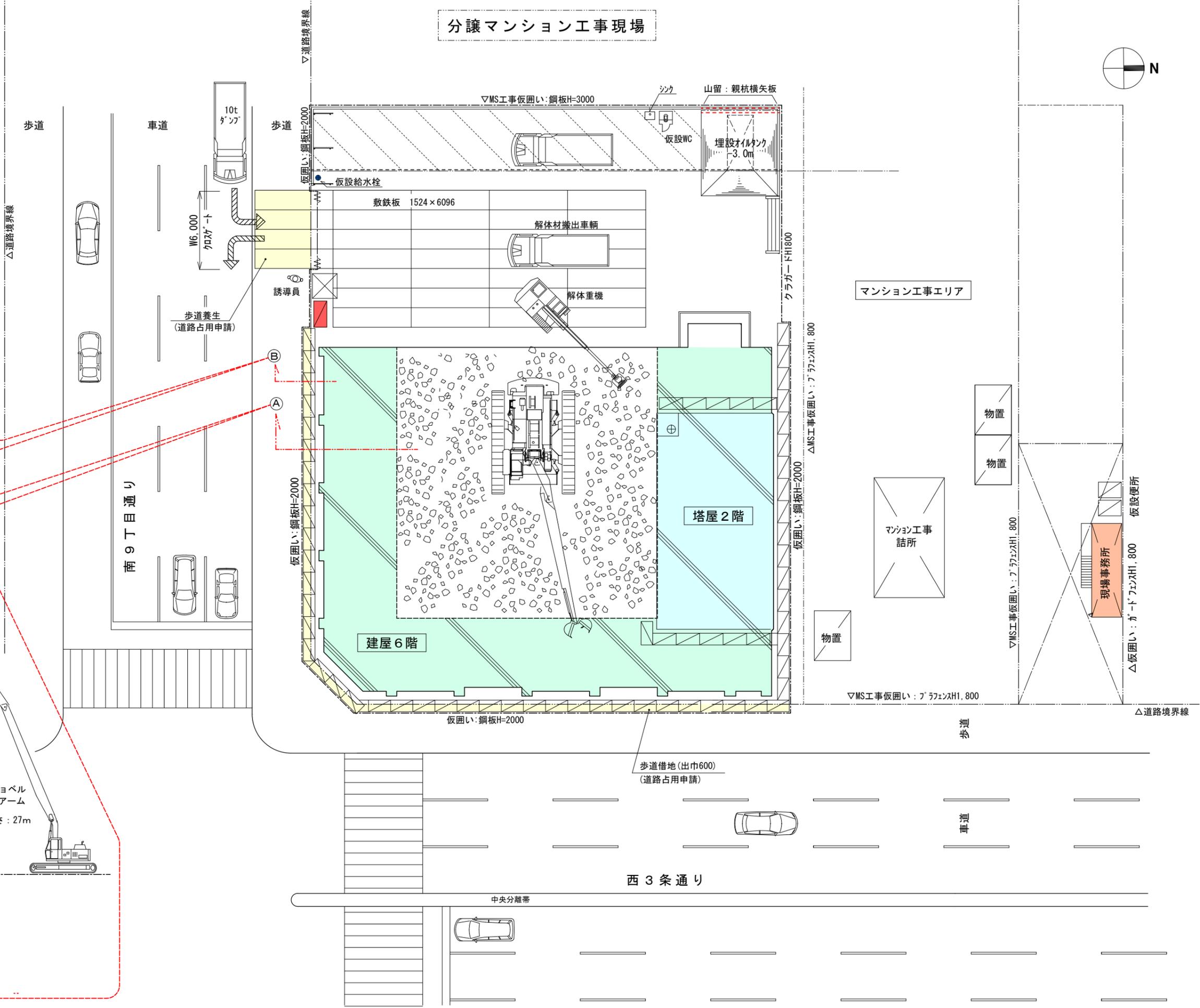
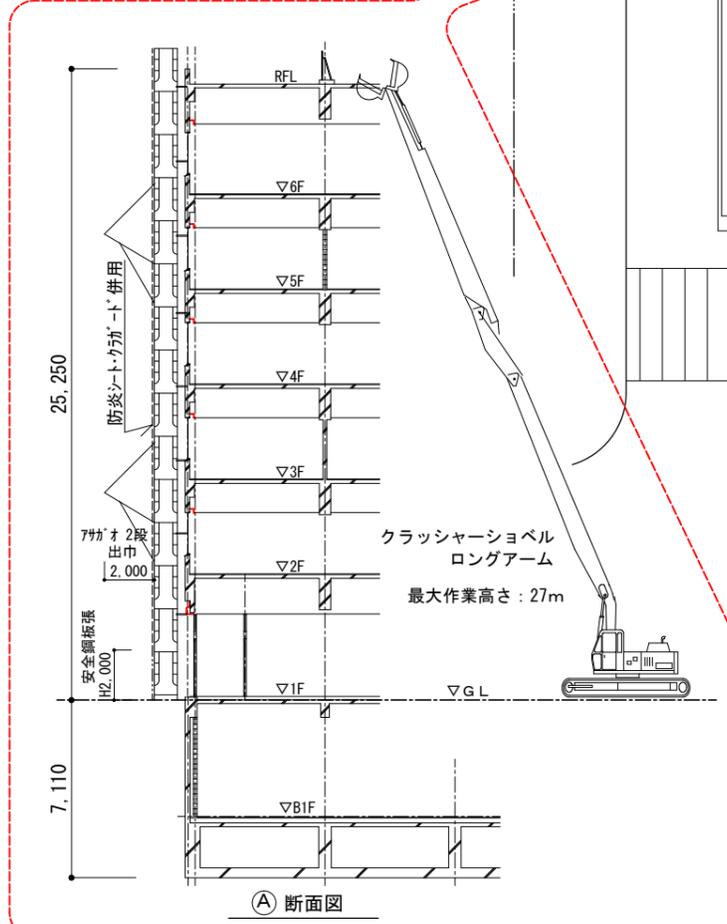
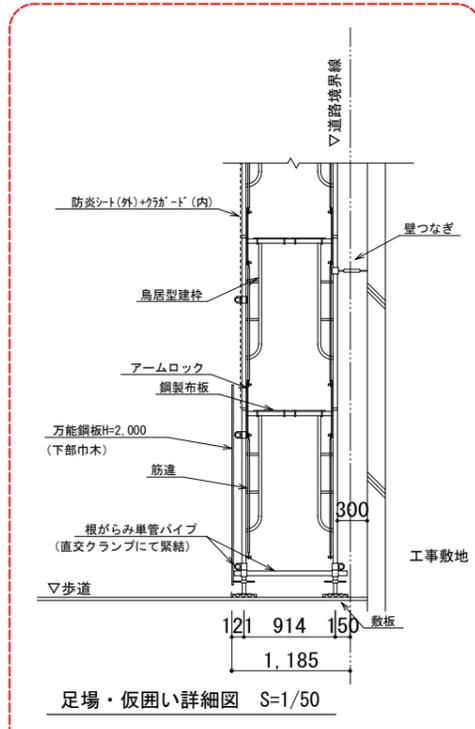
- ・施 行 者：アルファコート帯広西3・9地区開発株式会社

連絡先：011-272-7733（担当 伊藤）

4. 解体工事工程表



分譲マンション工事現場



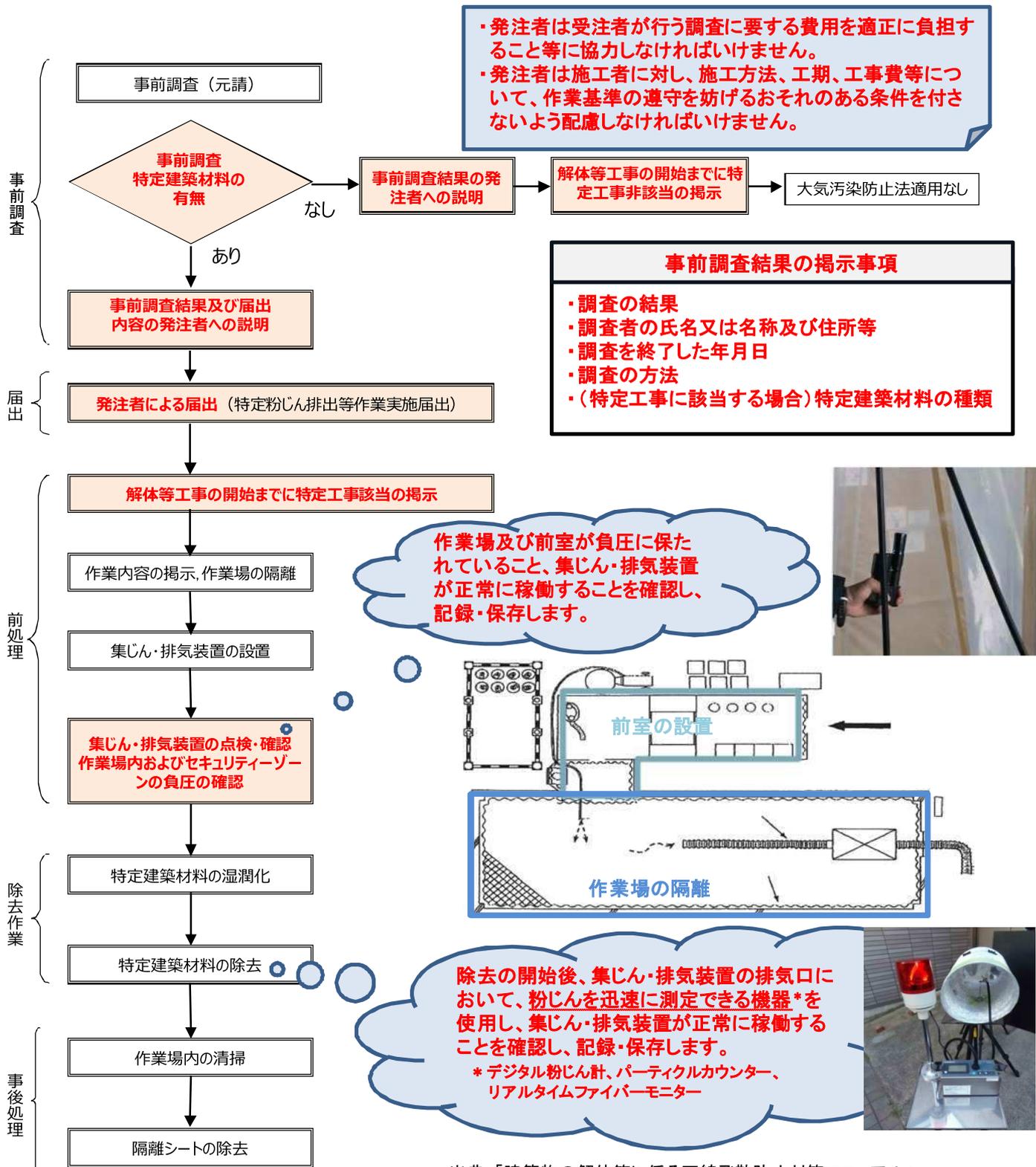
カズサッポロ・リ・ウィング共同企業体	現場住所 北海道帯広市西3条南9丁目	特記事項:	第1回訂正:	作成年月	工事名称	帯広市西3・9周辺地区 第一種市街地再開発事業 (経済セービル) 解体工事	縮尺	図面番号
					図面名称			

6.その他

アスベスト除去対策について

大気汚染防止法による飛散防止対策

【除去作業等の一般的な手順】



出典:「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」

PCB廃棄物を処分するまでの流れ

届出

■ PCB 特別措置法による届出

保管・処分の状況について、毎年6月末までに都道府県知事（又は政令で定める市長）に届出なければなりません。また、PCB 廃棄物の保管場所を変更したときは10日以内に変更届を変更前後の都道府県知事に、保管事業者に相続、合併、分割があったときは30日以内に承継届を都道府県知事に提出しなければなりません。届出様式は都道府県ホームページ又は環境省ホームページから入手できます。 <http://www.env.go.jp/recycle/poly/todokede/index.html>



■ 日本環境安全事業株式会社（JESCO）への登録

高濃度PCBを使用したトランス、コンデンサ、蛍光灯安定器等の処分はJESCOでしかできません。処分するためには、事前の登録（無料）が必要です。登録様式等の詳細はJESCOホームページから入手できます。 http://www.jesconet.co.jp/customer/discount_02.html

収集・運搬

■ PCB 廃棄物の収集運搬業許可を取得している業者に委託しなければなりません。

■ 委託契約の締結、マニフェスト（伝票）の交付・保存（5年間）、搬出の立ち合いが必要です。



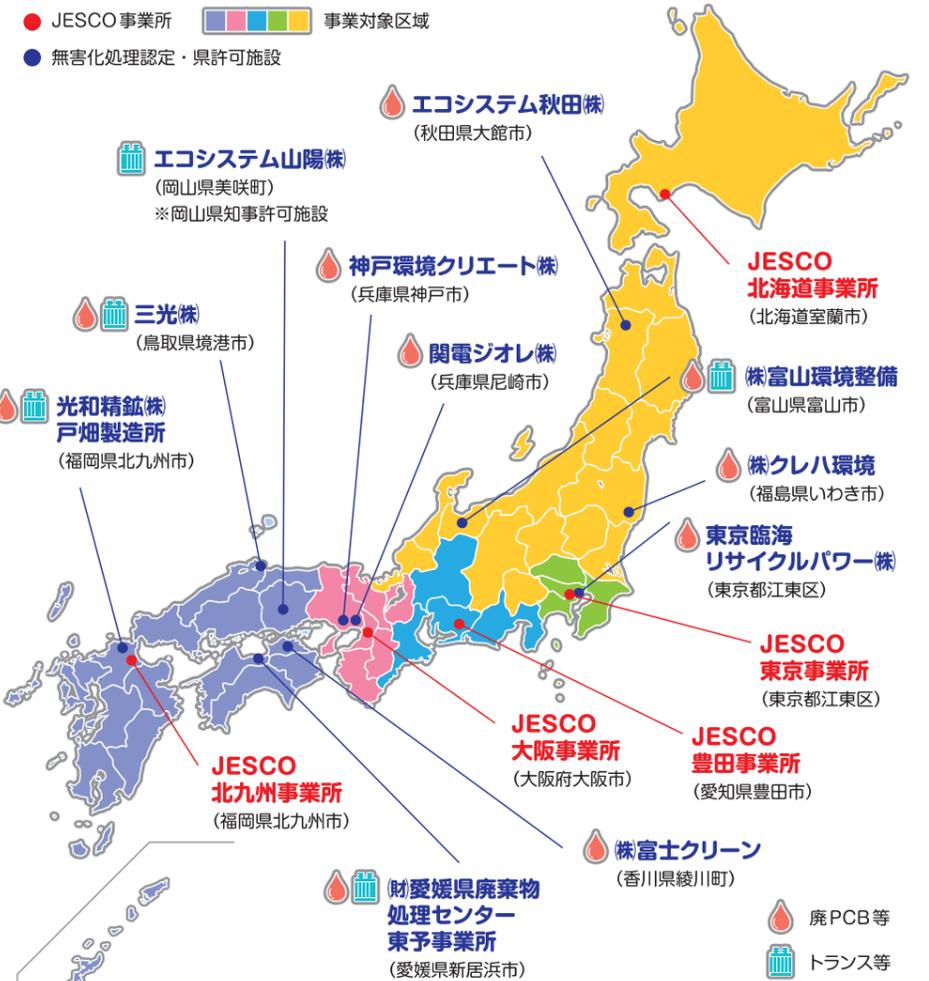
処分

■ 委託契約、マニフェストの保存

収集運搬の際と同様に、保管事業者と処分業者の2者間で委託契約を締結しなければなりません。また、処分業者から返送されたマニフェストは5年間保存しなければなりません。

■ 処分先（平成25年8月末時点）

- **高濃度PCB 廃棄物**：日本環境安全事業株式会社（JESCO）
JESCOでは全国を5ブロックに分けて広域的に処分をしています。保管事業者の地域ごとに処分するJESCO事業所が決まります。 <http://www.jesconet.co.jp/>
- **低濃度PCB 廃棄物**：無害化处理認定施設 全国10か所
県許可施設 1か所（岡山県）



適正保管

■ 適正保管について

処分までの期間、PCB 廃棄物を適正に保管・管理しなければなりません。（廃棄物処理法施行規則第8条の13）

- 誤廃棄を防止するため、PCB 廃棄物であることを示すラベルの貼付をしてください。
- 保管場所は雨水が当たらない場所とし、その周囲に囲いを設け、特別管理産業廃棄物を保管している旨の表示をしてください。
- PCBが環境中に飛散・流出・地下浸透しないように、トランス等を鋼製容器やオイルパンに収納してください。
- 地震等による転倒を防止するため、保管容器内にパッキング材を詰めたり、保管容器を固定してください。

適正保管の例



保管場所表示の例



漏洩廃電気機器の例



漏洩補修の例



■ 漏洩した廃電気機器の処置

長期間の保管による腐食の進行や転倒による損傷等で、PCBが漏洩するおそれがあります。漏洩したときは、鋼製容器への収納又は目止め材による補修を行ってください。

■ 高濃度PCB使用電気機器の判別

高濃度PCBを使用したトランス、コンデンサ等（高濃度PCB 廃棄物）か否かは、銘板に記載されている情報から判断できます。昭和47年以前に製造された一部のものが該当します。詳細については（一社）日本電機工業会ホームページを参照してください。 http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html



■ 絶縁油中のPCB分析

高濃度PCB使用電気機器に該当しない電気機器については、絶縁油のPCB分析を行い、微量のPCB汚染の有無について確認する必要があります。電気機器の製造年によってはPCBの汚染がないことが確認されています。詳細は裏面にある問い合わせ窓口まで連絡してください。

■ 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

PCB 廃棄物を保管する事業者は、事業場ごとに、資格要件を満たした特別管理産業廃棄物管理責任者をおかなければなりません。特別管理産業廃棄物管理責任者は、PCB 特別措置法に基づく届出や適正な保管・処理等についての実務を行います。

■ 処分費用の軽減措置

高濃度PCB 廃棄物を中小企業者等が処分する場合、その費用の70%が軽減される措置があります。詳細はJESCOに問い合わせるか下記URLを参照してください。

http://www.jesconet.co.jp/customer/discount_03.html

